

農地法第4条・第5条転用許可申請添付書類の参考

※申請書は3部、他の添付書類は全て2部ずつお願いします。

番号	書類の種類	該当事項・記載事項等
1	位置図	転用計画地(「申請農地及び申請農地以外の山林等を含む」をいう。以下同じ。)の位置を表示する図面
2	登記事項証明書 (全部事項証明書)	転用計画地が農地の場合のみは、申請農地の登記事項証明書(発行後3ヶ月以内の原本) なお、転用計画地が申請農地以外の土地を含む場合は、申請農地の登記事項証明書原本と申請農地以外の土地の登記事項要約書(写し、インターネット取得したもので可)及び権利移転又は設定の契約書もしくは承諾書
3	公図	転用計画地及び隣接地を表示した公図(発行後3ヶ月以内の原本)に、地番、地目、所有者氏名、及び転用計画地に隣接する道路、水路の幅員を記載したもの(道路は赤色、水路は青色で色区分をする。) ※登記・供託オンラインシステムにより、法務局から取得したデータを出力した公図の原本でも可
4	住民票抄本・戸籍附票等	譲渡人の住所が所在移転により登記事項証明書の表示と相違する場合は住民票の抄本又は戸籍附票等(原則として発行後3ヶ月以内の原本)
5	被害防除計画書	周辺農地又は採草放牧地に対する被害防除計画書 なお、周辺農地の所有者(借受地の場合は借受人を含む。)からの同意書が得られれば被害防除措置が取られているものとして取り扱う。(同意が得られない場合はその理由書及び被害防除計画書)
6	事業計画書	転用者の転用計画に係る事業計画書
7	土地利用計画図	平面図(縮尺区分適宜)に建物、工作物、その他の施設(駐車場、作業スペース等)の配置及び規模等を表示した土地利用計画図 なお、申請地と一体利用する土地がある場合は、その土地を含めた全体の土地利用計画図
8	排水計画図	建物、雨水等の排水経路及び最終排水先を明らかにした排水計画図

9	建物平面図	転用計画地に建築する建物平面図
10	土地造成計画図	造成が50cmを超える場合に添付
11	法人関係書類	法人は法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書、なお原則発行後3ヶ月以内のもの)、および定款又は寄附行為の写(要原本証明)
12	借受地関係書類	借受人が借受地申請する場合は、所有者の同意書 また、所有者が貸付地を申請する場合は、法第 18 条にもとづき解約がなされたことを証する書面
13	資金証明書	事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面(添付された書類の合計金額が、事業完了までの「総事業費」以上であること) 当該書面の内容は、金融機関の残高証明書、預貯金通帳の写し(転用を実施する申請者のものに限る)、定期預金証書の写しのほか、融資証明書等でも可とする。 ※ (別紙)添付書類例をご確認ください。
14	許認可書写	転用に係る事業が、他の法令の定めるところにより許可、認可、届出、確認等を要する場合は、許認可等を証する書面。ただし、手続中である場合は関係機関へ提出した申請書の写等で対応可能
15	用途廃止申請書写	転用計画地内に道路、水路がある場合は、用途廃止決定通知書の写。ただし、申請地内で付け替えする場合は土木工事許可書の写
16	土地改良区意見書	申請農地が土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
17	取排水同意書	取水又は排水について水利権者の同意を要する場合は、その同意書
18	使用貸借契約書写	転用者が転用後、第三者に一括転貸する場合には、その使用貸借契約書の写
19	一時転用賃貸借(又は使用貸借)契約書写	転用に係る事業又は施設の利用期間が一時的な賃借権の設定(一時転用)であるときは、賃貸借(又は使用貸借)契約書(原状回復の時期、方法、施行者、費用の負担等を明確にしたもの)の写
20	単独申請該当証明書	則第48条第1項ただし書きで準用する則第10条第1項各号(単独申請)による許可申請をしようとする場合
21	その他参考資料	その他参考となる資料

農地転用許可申請に係る資金証明について

【添付書類例】

書類の名称	留意点
金融機関の残高証明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原本または原本証明のある写しであること。 ・ 発行後3ヶ月以内の証明であること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金通帳等の写し ・ 定期預金証書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行名、支店名、口座名義人の氏名、最終残高がわかるページの写しを添付すること。(最終残高の証明として不要な記載については黒塗りでも可)。 <p>※ 預貯金通帳等の最終残高は、申請時点の残高が記帳されたものに限る。</p> <p>※ H29.12.1 より高知県の運用変更。波線部は「最終記帳日(最終行に印字された日付)が申請日前3ヶ月以内のもの」と変更。</p>
融資証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原本または原本証明のある写しであること。 ・ 発行後3ヶ月以内の証明であること。 ・ 金融機関以外のものから融資を受ける場合は、融資証明書及び融資するものに係る金融機関の残高証明等を添付すること。
融資の見込みを証する書類 (金融機関及び <u>その他公的機関</u> により確認可能な書類に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原本または原本証明のある写しであること。 ・ 発行後3ヶ月以内の証明であること。 ・ 当該転用事業に関する融資見込書(借受人、貸付金額、貸付目的、融資の确实性等が記載された書面により、融資の見込みが確認できる書類)。 <p>※ 「金融機関及び<u>その他公的機関</u>により確認可能な書類」とは、金融機関等の記名押印がある書類及び押印がない場合は、県から金融機関に内容確認を行う等により確認可能な書類をいう。</p>